

関自旅二第4301号の3  
令和8年2月13日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長  
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の適用方等について

標記について、別紙のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

別紙・・・公示文

# 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の  
適用方等について

多摩地区における一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の  
主な適用方等について、下記のとおり公示する。

令和8年2月13日

関東運輸局長 藤田 礼子

## 記

### 1. 運賃適用地域

多摩地区（北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏）

### 2. 適用方等

別紙のとおり

## 附 則

- 1 本公示は、令和8年3月16日以降適用する。
- 2 令和5年10月20日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の適用方等について」は、令和8年3月15日限りで廃止する。

[別紙]

I 運賃及び料金

1 距離制運賃

(1) 距離制

ア 特定大型車

初乗運賃 1キロメートルまで 円

加算運賃 メートルまでを増すごとに 100円

イ 大型車

初乗運賃 1キロメートルまで 円

加算運賃 メートルまでを増すごとに 100円

ウ 普通車

初乗運賃 1キロメートルまで 円

加算運賃 メートルまでを増すごとに 100円

(2) 時間距離併用制

ア 特定大型車

時速10キロメートル以下の走行時間について  
分 秒までごとに 100円

イ 大型車

時速10キロメートル以下の走行時間について  
分 秒までごとに 100円

ウ 普通車

時速10キロメートル以下の走行時間について  
分 秒までごとに 100円

(3) 深夜・早朝割増 22時から5時まで 2割増

2 時間制運賃

ア 特定大型車

初乗運賃 30分まで 円

加算運賃 30分までごとに 円

イ 大型車

初乗運賃 30分まで 円

加算運賃 30分までごとに 円

ウ 普通車

初乗運賃 30分まで 円

加算運賃 30分までごとに 円

3 料 金

(1) 迎車回送料金 1回 円

II 運賃の割引

1 障害者割引

1割引

III 適用方

1 車種区分

車種区分は次による。

ただし、特種なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車  
にあつては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

ア 特定大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は  
小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。

ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動  
車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。

イ 大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車の  
うち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除  
く。）を超えるもので乗車定員8名以下のもの、又は  
身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であ  
つて乗車定員7名以上のもの。

ウ 普通車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車の  
うち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除  
く。）以下のもので乗車定員8名以下のもの及び同条  
に定める小型自動車で乗車定員8名以下のもの、又は  
同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車  
のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動  
車）であつて乗車定員6名以下のもの、又は同条に定  
める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗  
降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのでき  
る設備を有する特種用途自動車、又は同条に定める普  
通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有  
しないもので乗車定員8名以下のもの。

2 距離制運賃

(1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。

(2) 運賃メーター器は、次のような高速道路走行専用距離積算機能を有  
するものでなければならない。

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間  
距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）の  
みが積算される機能を有するもの。

(3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。

(4) 時間距離併用制運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場  
合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。

ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合に

より車両を待機させる場合を除く。）は適用しない。

(5) 割増は、距離短縮方式とする。

(6) 迎車回送料金は、運賃メーター器の表示額とする。

3 時間制運賃

(1) 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃に  
よるあらかじめの特約がある場合に適用する。

(2) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運  
送を終了するまでの時間により算出する。

(3) 時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引の  
み適用する。

4 運賃の割引

(1) 障害者割引は、次による。

ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療  
育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規  
定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」  
という。）とし、当該手帳の提示があつたときに適用する。

イ 割引対象運賃は、障害者自身が乗車した区間の運賃とする。

ウ 運賃額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は上記3（2）  
により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨て  
た額とする。

IV 適用する営業区域

北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏のうち、現に認可を受けて  
いる営業区域

**これは主な適用方の公示内容です。  
実際には、次の項目の適用方が追加されます。**  
・遠距離割引  
・精神障害者割引  
・運転免許返納者割引